

平成30年

# 秋の火災予防運動

【全国統一標語】

忘れてない？サイフにスマホに火の確認

秋の火災予防運動が11月9日（金）から15日（木）までの一週間、全国一斉に実施されます。

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防の意識を高め、火災の発生を防止することを目的として、毎年この時季に実施しています。

## 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント ～3つの習慣・4つの対策～

### 3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力的体制をつくる。

## うるま市 ふれあい消防フェスタ

### 《日時》

11月9日（金）  
午前10時～午後1時

### 《場所》

うるま市具志川ドーム

### 《参加対象》

うるま市幼年消防クラブ  
管内保育園等

### 《問合せ》

うるま市消防本部予防課



2019年10月1日から！

## 全ての飲食店で 消火器の設置が義務化されます！

消防法が改正（平成30年3月）され、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等では、建物の面積に関係なく消火器の設置が義務となります。既に営業している飲食店も施行日以降は設置対象となります！

消火器の設置場所、本数などの詳細については、消防本部予防課へお問い合わせ下さい。

【問】消防本部 予防課 ☎ 975-2119

## 空家及び空地の火災予防について

うるま市火災予防条例では、放火、火遊び、煙草の投げ捨て等による空地、空家の火災を未然に防ぐため、空地、空家の所有者、管理者等における火災予防上の管理について規定しています。

### 空地の管理では次のことに注意してください

- ◆枯れ草は刈り取るか、土砂等で埋めましょう。
- ◆木くずや紙くず等の燃えやすいものは、放置しないようにしましょう。
- ◆フェンス等で周囲を囲みましょう。

### 空屋の管理では次のことに注意してください

- ◆みだりに人が出入りできないように施錠しましょう。
- ◆燃えやすいものを周囲に置かない（放置しない）ようにしましょう。

みんなで守ろう！

# 飼い主のモラルとマナー



動物たちは私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれる、かけがえのないパートナーです。しかし、飼い主の周りへの配慮が足りないことで近隣住民に迷惑をかけ、苦情を生み出すことも少なくありません。環境課にはそんな犬や猫についての苦情やトラブルが多く寄せられています。

### 放し飼い



犬の放し飼いや、散歩中にリードをつながない行為は、周辺の人々に恐怖心を与える大変危険で迷惑な行為です。フン害や咬傷事故、交通事故の危険性もあります。

放し飼いは絶対にやめましょう！

### 散歩中のフン



飼い犬や飼い猫によるフンは飼い主さんの責任において処理を行うものです。動物の散歩のときはビニール袋等を所持し、フンは飼い主が責任をもって処理を行いましょう。

### 鳴き声

動物が鳴くのはある程度仕方がない部分がありますが、犬の「過剰な吠え声」「無駄吠え」は「静かな生活環境」を破壊しており、苦情やトラブルの原因になります。しつけをしっかりと行う、屋内で飼うなどの方法で解消することができるので、飼われている動物の特徴や性格に合った対応を行い、周囲に迷惑にならないように対策をとりましよう。



## 危険犬（闘犬種や大型犬種等）の飼い主の皆さんへ

闘犬種や大型犬種等の危険犬は、咬傷事故を起こした場合、生命身体に重大な被害を加える恐れがあることから、次のことを守り、飼い主が責任と自覚を持って管理してください。

- ① 闘犬種やその他危害を加える恐れのある犬は「檻」で飼い、逸走防止のためさらに鎖等で係留すること。
- ② 散歩のときは、これを制御できる人が行き、咬傷事故防止のため「口輪」を装着すること。
- ③ 道路を通行する人が接触しない場所、および飼い主以外の人が容易に立ち入れない場所で飼うこと。
- ④ 人目に付きやすい場所に飼養を示す表示をすること。

